

平成28年度

第2回長崎県公共事業評価監視委員会

議事録

日 時：平成28年8月5日（金）16：07～17：07

場 所：「えきまえ」いきいきひろば 第11号室

出席委員：中村 聖三 委員長

井上 俊昭 副委員長

梅本 義信 委員

河西 宏 委員

岡 美澄 委員

安武 敦子 委員

山本 緑 委員

平成 28 年 第 2 回長崎県公共事業評価監視委員会

1. 開 会

○事務局 皆さん、こんにちは。

委員の皆様方には、暑い中、現地調査ありがとうございました。

ただいまから、平成 28 年度第 2 回長崎県公共事業評価監視委員会の詳細審議を始めさせていただきます。

進行を担当します長崎県土木部建設企画課の佐々と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、7 月 1 日の第 1 回委員会で抽出された案件につきまして、現地調査 4 カ所をしていただいておりますが、これの詳細な審議をお願いしたいと考えております。

なお、本日の委員会でございますが、委員の皆さん全員ご参加ということで、政策評価条例第 11 条に定められました条件を満たしておりますので、本委員会が成立していることをご報告いたします。

それでは、審議の進行につきましては、中村先生、よろしくお願いいたします。

2. 委員会審議

○中村委員長 それでは、本日の審議に入りたいと思います。

再評価対象事業の説明・審議

○中村委員長 先ほどご紹介がありましたように、今日、現地調査を行った 4 件の事業について、詳細審議を行います。

それでは、早速ですが、議題 2-1、詳細審議対象事業の説明及び審議に移りたいと思います。議事次第にあります順番で、ご説明をいただいて議論をするという形で進めたいと思います。

事業者におかれましては、1 カ所で大体 10 分程度を目安に審議をしてまいりたいと思いますので、説明は 3 分程度で、簡潔にお願いします。

漁港-1 有喜地区関連道整備事業

○中村委員長 最初に漁港-1「有喜地区関連道整備事業」について、お願いいたします。

○県央振興局 県央振興局建設部河港課の松園と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、暑い中をお疲れさまでした。本日最初に現場調査をしていただきました漁港-1「有喜地区関連道整備事業」について、説明いたします。

本事業は、橘湾における拠点化による漁業活動関連の交通量の増大が見込まれることから、漁業関連物資の輸送の円滑化を目指しております。

併せて集落内交通の安全性の確保とともに、緊急時の避難経路の確保を目的として車道幅員 6 メートル、延長 962 メートルの道路を計画いたしました。

前回の委員会にてご審議いただいた際のご意見として、1つ目に当初計画したボーリング調査の状況について、2つ目に法面对策について、3つ目に市道の歩道整備について、4つ目にB/Cについてと、以上4点ありました。

このうち、市道の歩道の整備については、現地にてご確認いただけたと思っておりますので説明を省略して、残り3点についてご説明いたします。

まず初めにボーリング調査について説明します。

当初計画時のボーリング調査箇所を赤い点、今回の調査箇所を青い点で表示しております。当初計画では、道路計画に対して約75メートルごとに13点、山側に5点の計18カ所で調査を実施しておりました。今回調査を実施した箇所については、図示しておりますように、当初計画時のボーリング調査箇所から少し外れたところで、黄色の部分で法面对策工事を行うようにしたところがございます。

次に、法面对策についてでございます。

当初設計においては、ブロック積み擁壁とモルタル吹付による工法にて計画をしておりました。今回の工事再開に伴い、再度現地を歩き、斜面崩壊等も確認されたことから、調査ボーリング及び詳細設計を行っております。その結果、法枠とアンカー工法に変更しております。

現地や図面にて確認いただけましたように、当該箇所は急斜面であり、斜面上部には市道及び家屋等が存在しております。用地取得も完了しており、できるだけ安価な工法を検討しましたが、工事費が1.7億円程度増加した結果になっております。

最後にB/Cについてです。工法変更により工事費が増加し、B/Cが前回評価時点よりも低い数値となっております。ちなみに、1.22から1.06になっております。

残工事については、法面工及び舗装工の道路工事になっております。法面工については、既に現地にて引き抜き試験を行い、原地盤の摩擦力も確認し、アンカー設計長も確定しております。このため、さらなる工事費の大幅な増加はないと考えております。

舗装工、防護柵工、排水工についても、数量がほぼ確定しております。今後、残工事費の大幅な増加はないと考えており、少なくともB/C1以上は確保できるものと判断しております。

今後の予定でございますが、漁港側の法面工1については、平成28年度中の完了を予定しております。平成29年度中には国道側法面工事を終わらせて、併せて諸構造物も完了して、平成30年度に舗装工事を実施し整備完了予定としております。

本事業は、漁業関連物資の輸送の円滑化及び地元住民の安全の確保に寄与するものであり、事業継続で提案させていただいております。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○中村委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明に対しまして、何かご質問、ご意見等がございましたら、お願いいたします。現地でご覧いただいたことに関してでも結構ですので、何かありましたらお願いいたします。

○河西委員 状況は、本日視察をさせていただきまして、理解ができました。実際に漁港

の大型車両の保冷車などは、どれくらいの交通量があるかを教えてください。

○**県央振興局** 通常の道路の工事と違って、交通量という観点ではしておりません。

ちなみに水産業関係の交通量としては、小型貨物は12台、普通貨物19台で、大型保冷車が何台というところまでの計算はしておりません。申し訳ありません。全体的な漁獲量の増大とか横ばい、その辺からの道路整備を行っていますので、通常の道路の計画上とは少し違うのかとは思っています。

○**中村委員長** 他に何かございますか。

○**井上副委員長** 現場を見せていただいて、事業の必要性、道路の必要性は、十分にわかりました。

現場に行ってみて気づいたことですが、歩道の幅員が相当、贅沢につくられている。漁港があって、鮮魚の運搬で、大型貨物が関連道を通るようになれば、通学している子どもたちの安全、安心のために非常によくするという感じがしていますが、歩道があれだけの幅員になったのは避難路からなのか。避難する場合も車で避難するわけですが、海岸の景観整備など、環境整備という状況もあるのでしょうか。街路と違って漁港関連道路であそこまでの幅員が必要なのかという気がしますが、そこを教えてくださいと思います。

○**県央振興局** 一番の目的としては大型車の交通で、2車線の車道だけでもということもありますが、実際、避難路としても確保できるし、交差点から降りていく道としては海水浴、イベント等もありますし、そういう歩行者の利用も十分考えられるということで、ぎりぎりではなく余裕をもって整備をさせていただいております。

○**中村委員長** 確かに私も現場を見て、随分立派な歩道だと思いましたが、あれだけの幅をとった歩道をつくられているわけですから、たくさんの人が通るような工夫というか、そこを活性化するような工夫を是非していただければと思います。

それから、私からも一つ質問ですが、今回のB/Cの中に、先ほどご説明がありました通学路の安全確保など、そういった観点の便益は考慮されていますか。

○**県央振興局** いいえ。避難路などのところまでのカウントは出来ませんので、通常の漁港施設としてのB/Cを算定し、付加価値としてそのようなことが考えられます。

○**中村委員長** そうですね。1.06、ぎりぎりとは言っても、ここに出てきていない便益があると理解していいわけですね。

○**県央振興局** そうです。

○**中村委員長** わかりました。

他に何かございますか。

○**河西委員** 若干、重複しますが、基本的にこの新しい道路は、保冷車、軽トラ等も含めた、あるいは海水浴客も含めた車が通る道で、従来の道路はあくまでも生活道路として活かしていくという認識でよろしいですか。

○**県央振興局** 確実に専用道路として分けるということは、難しいとは思いますが、ただ、優先的に大型車は迂回できるように関連道を通らせ、小型の保冷車等は市道も通りますが、そこをできるだけ関連道に回すということで考えております。

○**河西委員** 特に関連道に誘導することはなさらないのですか。

○**県央振興局** 基本的に、専用道路にするつもりではなく、漁協などに説明をする中で、大型車は関連道に回って下さいというお願いをすることになるかと思えます。

○**中村委員長** ちょうど海水浴の時期でもあって、海水浴の車も基本的には関連道に回ってもらうように、何らかの誘導が要るかなと思えますけど。

○**県央振興局** その辺は、今からできる中で、周知の仕方はあろうかと思えますが、地元には、こういう目的でこういう整備をしましたと。海水浴に行く時には、看板などができるかわからないですが、関連道から入っていくとか。そうすることで、分散させることは可能かと思えますので、地元とお話ししながら、どういった格好で安全性を保てるか検討していきたいと思えます。

○**中村委員長** ありがとうございます。

他に何かございますか。よろしいですか。

それでは、対応方針に関しましては継続という原案が出ておりますが、この原案どおり継続ということでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○**中村委員長** ご異議ないようですので、継続ということにさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

水対-1 大村湾南部流域下水道事業

○**中村委員長** それでは、2 つ目の事業に移りまして、水対-1「大村湾南部流域下水道事業」に関しまして、ご説明をお願いいたします。

○**県央振興局** 県央振興局都市計画課、本田でございます。今日は、暑い中をどうもご苦勞さまでした。

水対-1「大村湾南部流域下水道事業」でございますが、前回ご意見をいただきました高度処理と流総計画について、ご説明いたします。

こちらは、大村湾南部浄化センターの平面図でございます。高度処理に当たりまして、既設の反応タンクの改造と、新たに薬品投入施設の設置を行う予定でございます。

こちらは、通常の下水処理と高度処理の工程の違いでございます。汚水は、図の左から右に向かって流れております。

上側でございますが、通常の下水道処理では、汚泥の中の微生物が、反応タンクで空気を送られて活性化し、水に溶けている有機物を体内に取り込むようになります。その後、最終沈殿池で沈殿することで有機物を除去しております。

下側でございますが、高度処理では反応タンクに空気を送る好気槽と空気を送らない無酸素槽に区切ります。汚泥に含まれる細菌の多くは、酸素がない状態では水中の窒素化合物を分解して窒素を放出しますので、この働きで窒素の除去を行います。

また、下水中のリンは、好気槽において空気を送り込むと大部分がリン酸イオンになります。そこに凝集剤を加えることでリン酸イオンと結合して沈殿しますので、沈殿したリン化合物を汚泥として処理することとなります。

こちらは、流総計画上の将来水質予測でございます。予測のケースは、①が下水道を通

常どおりに整備したケースでございます。②が、下水道を高度処理で整備したケースでございます。③が、下水道を高度処理で整備し、さらに生活排水以外の汚濁負荷を1割削減したケースでございます。

CODでは、①と②では基準値を超過する海域がございますが、③では、基準超過が解消されることとなります。

全窒素につきましては、下水道を高度処理化した②の時点で基準超過が解消される予測となっております。

全リンにつきましても、下水道を高度処理化した②の時点で基準超過が解消される見込みでございます。

最後に今後の予定でございますが、今年度は、高度処理の詳細設計を行う予定でございます。来年度から工事に着手する予定でございます。高度処理化の完了は、平成40年度の前年度でございます。流域下水道全体の事業完了は平成42年度を見越しております。

説明は以上でございます。

対応方針原案といたしましては、高度処理を導入する見直しを行った上での継続と考えております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○中村委員長 それでは、ただいまのご説明に対しまして質問、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

○山本委員 2点、お聞きしますが、リン化合物は、どのように最終的な処理をされるのか。センター内で何か処理をされるのかということと、高度処理を導入することで、それまでとランニングコストがどれぐらい必要になるのか、従来よりもどれぐらい費用がかかるのか。

○県央振興局 費用の件でございますけど、詳しい資料を持ってきておりませんので、申し訳ございません。

もう1点のリンの処理についてでございますが、汚泥と一緒に搬出するように考えています。

○山本委員 センターの外にですか。

○県央振興局 はい、そうです。

○中村委員長 他に何かございますか。

先ほどお示しいただいた流総計画における水質予測ですが、これは、今回見せていただいた処理場だけで変わる話ではないですね。

○県央振興局 はい。この数値でいきますと、大村湾の南部の分は今回の処理場が関与していますが、それぞれの地域において、一番上の佐世保港ですと、佐世保市の処理場の高度処理化がなされないと、②、③の段階になりません。東彼杵町の沖の海域ですと、東彼杵町の下水道処理場が高度処理にならないと、達しないという数字でございます。

○中村委員長 大村湾の①は、ちょうど大村湾の真ん中あたりを指していますが、これは大村湾全体の平均ということですか。第1回の際には、下の方に別の何かがありませんでしたか。

○**県央振興局** 大村湾①は、大村湾全体の数字でございます。それ以外の分は、それぞれの地点の数値でございます。

○**中村委員長** それでは、大村湾①の赤い数字が③までいくと全部オッケーになっています。COD以外は②まででオッケーになっています。これは、今回見せていただいた施設だけの効果ですか。大村湾の周りに幾つか処理センターがありますが、それらの効果もありますか。

○**県央振興局** 大村湾①の分は、全体のものが整備されたらという数値でございます。

○**中村委員長** わかりました。

他に何かありますか。

○**河西委員** 参考までに教えてください。最終的に発生する汚泥物質は、どういう処理になるのか。焼却処理、あるいはバイオマスに使われるのか、どうなるのでしょうか。

○**水環境対策課** 現在は場外に搬出しまして、全量有効利用をするという形で考えています。年によって委託を受ける業者が替わりますので、例えば焼却した後に建設資材になったり、それ以外では肥料にしたり、業者によって変わってくるようになります。

○**中村委員長** 他に何かございますか。よろしいですか。

それでは、対応方針につきまして決定したいと思いますのですが、原案といたしましては、高度処理を付加するという意味での見直しを行った継続ということですが、原案どおり見直し継続ということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○**中村委員長** ご異議ないようですので、見直し継続、原案どおりとさせていただきます。ありがとうございました。

河川－2 湯江川総合流域防災事業

○**中村委員長** それでは、3つ目の再評価対象事業になりますが、湯江川総合流域防災事業について、ご説明をお願いいたします。

○**島原振興局** こんにちは。島原振興局の河港課の細川と申します。

引き続き、湯江川総合流域防災事業について、ご説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

湯江川総合流域防災事業の概要ですが、河口地点から川原橋上流地点までの1.2キロメートルの区間におきまして河床掘削、護岸整備、堰、落差工の改築、橋梁架け替えなどの河川改修工事を行うものです。

現在までに、国道251号より下流までの河床掘削、護岸整備、橋梁架け替えなどが終わっており、今後は、島鉄橋、釘崎橋の架け替え、江川橋、国道橋の上流区間の河床掘削、護岸整備、堰、落差工の改築等を行っていく予定であります。

図面で白地に斜線が入った部分は、計画規模の雨が降った場合に浸水すると想定される範囲になります。国道、島鉄を中心とする旧有明町市街地を含んでおり、河川改修による治水整備の意義は大きいものと考えております。

次に、第1回委員会でご指摘いただいた件について、ご説明申し上げます。

まず、島鉄橋の固定資産税についてですが、河川改修事業を起因とした架け替えのため、最初の5年間は6分の1、その後の5年間は3分の1という減免措置がございまして、完成後の10年間につきましては特例措置が適用されます。11年目から特例措置の適用範囲外となりますので、そこから年間約270万円が課税されることになっております。

次に、島鉄との交渉の見通しですけれども、現在整備中の県が管理します山田川に架かる山田船津橋の橋梁は、平成28年度中に完了予定で、平成30年から着手予定である今回の湯江川橋梁につきましては、工事部門の対応はできるという回答を島鉄側から得ております。

固定資産税の問題につきましても、島鉄としても防災事業である河川改修事業に協力するという意向を示されている中で、経営が厳しいということもありまして、財政面について今後とも島原市を含めて継続して調整していく必要があると考えております。

次に、今後の事業スケジュールについてご説明申し上げます。

平成29年度までに、島鉄との協議を終えまして、平成30年から平成32年度までの3年間で島鉄橋の架け替えを予定しております。

次に、平成33年度から平成34年度までの2年間で、島鉄橋の上流にある、今日現場で見いただきました釘崎橋、これは市道橋になりますけれども、この架け替えを予定しております。その後、平成35年からの4年間で、残る護岸整備、堰、落差工の改築及び河床掘削を行って、平成38年度の事業完了を目指しております。

事業期間が大変長くなっておりますけれども、十分に投資効果が得られる事業であり、今後も整備を継続させていただき、湯江川の治水安全度を向上させていく必要があるものと考えておりますので、事業継続ということで、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○中村委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明に対しましてご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

○河西委員 この橋梁については島鉄さんの所有権ということになると思いますが、島鉄さんの橋梁架け替えの建設費はどれくらいですか。

○島原振興局 橋梁の架け替えにつきましては、概算で約6億円程度を見込んでおります。

○河西委員 6億円を使って建設する時に、島鉄さんがお考えになることでしょうか、何らかの国等からの補助金はありますか。

○島原振興局 事業についての補助ですか。

○河西委員 橋梁を架け替えるわけですよね。その際に、国からの補助金、例えば、島原の観光事業に重要であるとか、新幹線が開通するであるとか、色々あろうかと思いますが。

○島原振興局 基本的に、橋梁の架け替え費用につきましては、島鉄さんからの負担はありません。

○河西委員 負担がなくて所有権だけあって、固定資産税が発生するということですか。

○島原振興局 結局、河川改修事業が原因で、ほとんど固定資産税の価値がない橋が新しくなることによって、その橋の価値が高まりますので、それによって固定資産税がぐっと増額になるというところを島鉄さんが言われているということです。

○河西委員 わかりました。

○中村委員長 確かに資産価値が上がって、固定資産税が増えますが、新しくなるわけですから、長く使えるわけですね。今の橋を使うよりはメリットもあるので、損するところばかりではないと思います。

他に何かございますか。

○安武委員 今回の質問に関連して、島鉄さんは橋梁に関して長期的な修繕計画などがあったわけですね。それで負担ゼロなのは。島鉄さんには頑張ってほしいと思いますが、少し疑問に感じます。

○島原振興局 通常、県で事業をやる時に、県が原因者となって、色々なものを造り替えないといけないとか、移転しないといけないという時は、基本的に県が補償工事のような格好で負担することになります。

○島原振興局 すみません、少し補足をさせていただきます。

本来であれば島鉄さんはお金を積み立てているので、橋が上等になる分、お金を払ってくださいという形になりますが、これには特例がございまして、今、島鉄さんが鉄道部門においては赤字経営をされているということで、島鉄さんが払う負担金については免除ができるという条件に該当しており、今回、島鉄さんからの工事負担金はいただかないこととしております。

○安武委員 もし、JRとかだったら、また違うということですね。

○中村委員長 他に何かございますか。よろしいですか。

工期は大丈夫ですか。

○島原振興局 島鉄さんとの調整を今から頑張りまして、是非その工期の中で整備したいと考えております。

○中村委員長 先ほどご説明があったように、島鉄さんとの交渉で難しいとか、かなり時間がかかるとかは無さそうだと思いますか。

○島原振興局 そういうふうに頑張ります。

○中村委員長 わかりました。

よろしいでしょうか。

それでは、特になければ対応方針の議論に移りたいと思いますが、継続という原案が出ておりますが、原案どおり継続ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 ご異議ないようですので、継続ということでさせていただきます。ありがとうございました。

河川－5 長崎水害緊急ダム事業（浦上ダム）

○中村委員長 それでは、本日の最後の事業になりが、河川－5「長崎水害緊急ダム事業（浦上ダム）」に関しまして、ご説明をお願いいたします。

○長崎振興局 長崎振興局の里でございます。それでは、河川－5「長崎水害緊急ダム事業」の説明をさせていただきます。今回は、前回の委員会でもいただきましたご意見を踏ま

えまして、主に事業費の増額内容を中心に説明をさせていただきたいと思っております。

現時点で、長崎水害緊急ダム事業で残っておりますのが浦上ダムでございます。長崎大水害に対応した浦上川の治水対策といたしまして、長崎市の水道専用ダムである浦上ダムを、30センチメートルのダムの嵩上げ、それと約48万立方メートルの貯水池掘削を行うことで洪水調節容量を確保し、ダムの治水化を図るものでございます。

今回の事業再評価におきまして、事業費が670億円から740億円と70億円の増加をしております。増額の主な内容といたしましては、こちらに示しております4つでございます。貯水池掘削工法の変更による増額、下流取り付け河川工事費用の増額、河川工事費用の増額、これら変更に伴います測量設計費の増額ということで、これらを合計しまして70億円の増加となっております。

なお、この項目毎の増加金額については、前回の再評価から、事業費を精査した結果、一部修正させていただいております。

1つ目、貯水池の掘削工事でございますが、前回の評価時点では、現状の利水容量を確保した状態で浚渫による掘削を行うこととしておりましたが、貯水池を上下流で締切って段階的な施工に変更したことによりまして、貯水池の仮締切費用や貯水池をドライ状態にすることで、上流からの河川水を下流まで導くための転流水路を設けることによりまして、これらの費用が増額となります。

2つ目の下流取付河川改修費の変更でございますが、浦上ダム建設工事に伴いまして、ダムの下流の大井手川についてダム放流量に対応した取付河川の改修が必要となります。前回評価時点では現況の河川を掘削することで断面を確保することとしておりましたが、その後の測量調査の結果、地中を横断するJRトンネルが非常に近接をしているということが判明したことから、河川掘削が行えず、分水路構造によって流下能力を確保する必要が生じました。これによる費用の増額となっております。

3つ目が仮設工事費の変更でございますが、洪水吐の配置計画変更によりまして、堤体工事の施工計画検討を進めた結果、周辺土地利用上の制約から、大規模な仮設構台の設置が必要になったということで、この仮設工事費用が増額となります。

次に貯水池掘削工法変更の経緯について、説明をいたします。

まず、当初計画におきましては、既存の利水専用ダムを治水化することから、まず考えなければならない条件としまして、工事中においても現在のダム取水量を確保することが必要でございました。そのため、貯水池掘削について、湛水状態での浚渫を計画しておりました。

その後、設計のために実施いたしました地質調査の結果、貯水池の掘削範囲内に広範囲に岩盤が分布することが確認されまして、このことから掘削に時間を要し、施工中の濁りの影響が出る期間が非常に長期化するということが判明いたしました。

また、濁水に対する調査、検討と並行いたしまして水道管理者と、こういった施工条件を整理する中で、一時的な措置といたしまして工事中の水道取水量を少なく設定することで貯水容量を少なくでき、したがって水位を下げることで貯水池のドライ施工が可能となりましたことから、濁水の発生を極力なくし、確実に掘削を実施できる貯水池上下流締切

りによるドライ掘削方式へ工法の見直しを行いました。

そしてもう1点、前回の委員会にてご指摘がございました、工法見直しによる調査・設計費への影響についてですが、浦上ダムにつきましては、前回再評価時の平成23年度までに測量調査設計費といたしまして約6億2,000万円を執行しておりますが、設計といたしましては、この時点で概略設計を行っていたところです。概略設計案を検討した上で工事中の水質検討、並びに水道管理者との条件検討を実施する必要がございましたことから、その結果として今回の工法の見直しが発生したということで、特に設計作業等で手戻り等無駄になったところはないと認識をしております。

次に、ダム嵩上げ高の検討について説明をさせていただきます。

今回のダム改築におきまして、治水機能の確保のためにダムの嵩上げと貯水池掘削により約59万立方メートルの貯水容量を新たに確保することとしておりますが、通常、貯水池は谷形状となっておりますので、掘削を行うよりも嵩上げを行ったほうが効率的に貯水容量を確保できます。

浦上ダムにつきましては、周辺の土地利用が非常に進んでいることから、嵩上げによる周辺への影響を鑑みまして、嵩上げ高を最初に設定いたしまして、そこで不足する容量を貯水池掘削で確保することとしております。

現在の計画では、30センチメートルの嵩上げによりまして約11万立方メートルの貯水容量を確保できております。もし嵩上げを行わない場合は、この11万立方メートルの追加の掘削を行う必要がございまして、これにさらに15億円以上の増額が発生いたします。

これに対しまして、ダム本体の工事につきましては、洪水吐きや制御堰の設置、取水施設の更新等、嵩上げの有無にかかわらず大規模な改築が必要となっております。嵩上げによる実質的な増額費用はほとんど発生しないと考えております。これら工事費用の経済性や周辺への影響のバランスを考慮した上で、ダムの嵩上げ高と貯水池掘削量を設定しております。

今後の事業スケジュールでございしますが、平成30年度からダム下流周辺の浄水施設の移転に着手を予定しておりまして、平成31年度に貯水池仮締切工事に着手、平成32年度から貯水池の掘削工事に着手いたしまして、ドライにした状態で平成34年度にダム本体工事に着手を予定しております。

以上、長崎水害緊急ダム事業につきましては、事業の必要性には変わりはないということで、対応方針原案として継続をお願いをしたいと考えております。

ご審議をよろしく願いいたします。

○中村委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明に対しまして、質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

○岡委員 掘削工事ですが、今のところは約30億円増額ということですが、実際に工事をやってみて、もっと増額になる可能性はあるのですか。

○長崎振興局 実際、掘ってみての状況で、若干はあるかもしれませんが、今のところはこの程度の増額ということで認識をしております。

○中村委員長 他に何かございますか。

○河西委員 視察の折にも少し伺いましたが、取水量が概ね半分ぐらいになって、渇水の時のリスクが出てきますが、具体的にそのような状況が発生した場合、どこから水をもらうようになさっているのですか。

○長崎振興局 水道水の供給の運用につきましては、水道管理者である長崎市が運用を考えることとなりますが、現在の運用としましては、例えば、浦上浄水場には手熊地区から送水管が通っており、神浦ダムからの浄水を送り込んでいますので、実際はそこからの供給が考えられると思います。あくまでも水道管理者の実際の運用での判断ということになるかとは思いますが。

○中村委員長 少なくとも、半分に仮締切を行うということについて、水道管理者も十分大丈夫だという判断をされているということですか。

○長崎振興局 一応、水道管理者との協議では、そういったリスクも踏まえたところで、工事中はこういった貯水量、取水量での運用について協議は行っておりますので、そこは管理者も合意の上という形になっているかと思えます。

○中村委員長 これが短期間だから、いいということですか。

○長崎振興局 そうです、あくまでも仮設的、一時的なものだからです。

○中村委員長 そうでなければ、それで普通に定量的にいけるのなら、別に嵩上げそなくとも大丈夫だという話になりますので。

○長崎振興局 あくまでも仮設的な運用となっております。

○中村委員長 もう一つ、先ほどの岡委員の指摘とも関連するかもしれませんが、再評価の一覧表で、コスト削減の可能性に関して何も触れられていなくて、代替案と比較して現行計画案が優位というのは十分理解できますが、これだけ大規模に仮締切を行って工事するわけですから、何らかのコスト削減のための工夫を考えられてしかるべきと思いますが、今どのような工法を考えられているのかということと、それに対して何か工夫して、もう少し費用を削減する可能性はないのか、お尋ねします。

○長崎振興局 事業費もかなり大きい事業ですので、当然検討においてはコスト削減を考えていく必要があります。現在検討している中では、今資料としてお示しできるものはありませんが、一つは提体の基礎に、通常は漏水対策のためにグラウトで止水対策の工事として、セメントミルクの注入を行いますが、詳細に地質調査を進めたところで、漏水の可能性がある亀裂にピンポイントにグラウトの箇所を絞ることはできないか。他に、仮締切に関しても、数十万トンを一時的にでも貯めるような構造物ということで、それなりに安全性も必要ですが、当初は重力式のコンクリートで締切る計画でしたが、そこはあくまでも仮設ということ踏まえ、もう少し経済的に、二重鋼矢板の仮締切りに中詰め土を行うような工法の検討も行っており、できるだけ事業費がかからないような検討が必要と考えています。

○中村委員長 その辺は、額が変わったということもありますので、是非検討をお願いしたいと思います。

他に何かございますか。

○井上副委員長 事業の内容については十分わかりました。

参考までにお尋ねしますが、緊急ダム事業ですよね。「緊急」という名称がついていますが、それにしても平成 37 年度まで延長しています。治水の関係からいくと、やはり早期に整備していただきたいと思います。これは、公共事業の名称ですか。緊急ダムというからには、緊急性があるわけですよね。

○長崎振興局 事業の経緯をご説明させていただきますと、今回の長崎水害緊急ダム事業は、5 ダムで 1 つ、5 つのダムをつくることで 1 事業ということになっていまして、前回の委員会でも少し説明させていただきましたが、現在、中島川にあります本河内低部ダムと高部ダムと西山川にあります西山ダム、これが浦上ダムと同様に長崎市の既存の水道管理のダムでした。

昭和 57 年の長崎大水害を契機としまして、中島川、浦上川が甚大な被害を受けましたので、既存のダムを利用して、ダムの改造と河川の改修とを組み合わせ、昭和 57 年の長崎大水害に対応するような事業をやっているということで、昭和 58 年に始まったのが長崎水害緊急ダム事業です。

当然緊急に進めていく必要はありますが、実際の事業の順番として、どうしても現在ある水道ダムを改築するというので、ダム単位で既存の利水容量どうしても取り崩さないといけないという側面があります。

そのために、東長崎に中尾ダムを新設して、西山ダム、本河内ダムの既存の水道専用ダムの改築によって取り崩してしまう利水容量を先に中尾ダムで確保しながら、ダムの改築事業を進めていかざるを得ないという側面がございましたので、緊急と言いながら、全部のダムを一斉に改築することができませんで、浦上ダムが最後になったというところがあります。

○井上副委員長 当初の名称から「緊急ダム事業」をそのまま使っているのですか。

○長崎振興局 そうです。

○中村委員長 他に何かございますか。

○安武委員 現地で一部岩盤を掘削するというお話を聞きましたが、岩盤を避けることは不可能と考えてよろしいでしょうか。

○長崎振興局 岩盤をできるだけ避けたいのですが、嵩上げ高 30 センチメートルという制限がある中で、必要容量 48 万トンを確保するためには、どうしても岩盤を一部掘削しないといけないというところがございます。

ただ、岩盤によって現在の貯水機能を保持しているという部分も幾らかあると思いますので、できるだけ岩盤を掘削する部分については、あまりダムに近くない貯水池の上流部分で、できるだけ岩の掘削範囲をおさめようと計画をしています。

○中村委員長 今のことと関連して。岩が出ているのは、ほとんど上流で、ダムに近い下流側も締め切ってドライにする必要がありますか。そこをドライにしないで工事したとしても、同じぐらいのお金がかかるのですか。もう仮締め切があるので、それを利用することはわかりますが、ダム側はほとんど岩がないのであれば、どうなるのかと思いました。

○長崎振興局 岩が出ているのは上流側ですが、岩を掘削することによって工期が想

定より長期化しますので、施工効率の面からも、下流側もドライにして掘削したいというところでは。

また、ダム本体の工事の際に、湛水中の施工となりますと、仮設構造物にどちらにしてもお金がかかり、下流側もドライで施工するという事にしました。

○中村委員長 それなりに検討されているということですね。

もう一つ、JRのトンネルがかなり浅かったという話がありましたが、JRのトンネルができたのはいつですか。元々の浦上ダムができたのはいつですか。

お尋ねしたいのは、先にダムがあったとして、その近くの下を掘る時に、JRさんが県に、こういう情報を流すような義務はありませんか。どっちが先かによりますが。それがわかっているならば、その部分の17億円は、元々当初から見込むべきお金だったということになるわけです。

○長崎振興局 JRトンネルもかなり古い構造物であります、実際にそれを施工する時の法的規制として、当然浦上川の河川としてあったわけです。

○河川課 補足します。河川法では河川の底につきましては、2メートル以内という一般的に規制がございます。ただ、今回のJRトンネルにつきましては、国体の時に開通したと思っております、今のトンネル自体が川底から2メートルは離れています。だから、法的に規制はかけられない。

それと、実際に2級河川、県の管理になったのはその後だったと思っております。

○中村委員長 わかりました。ありがとうございます。

他に何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 特にご質問等ないようですので、対応方針については継続という原案が出ておりますけれども、これも懸案どおり継続ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 ご異議がないようですので、本件に関しましても、対応方針は原案どおり継続ということにさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

本日の審議案件4件に関しまして結論が出ましたので、取りまとめということで確認をさせていただきますが、全て原案どおりということでお認めいただいたかと思っております。

したがって、漁港-1の有喜地区と河川-2、河川-5に関しましては継続という原案のとおり。水対-1「大村湾南部流域下水道事業」に関しましては見直し継続ということでお認めいただいたと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中村委員長 それでは、そういうことで確認させていただきましたので、本日の委員会審議は終了したいと思います、事務局から何かございますか。

○事務局 いいえ、特にございません。

○中村委員長 本日までの前回と今回のご意見につきましては、取りまとめを行って、例年どおり知事に意見書として提出させていただきたいと思っております。日付に関しては9月2日ということだけ決まっているようですので、その時まで少しやりとりをさせていただ

いて、意見書を取りまとめたいと思います。

意見書の提出につきましては、時間が決まればご連絡があるかと思しますので、各委員の方々におかれましても、可能な限りご出席いただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

3. 閉 会

○事務局 現場も含めまして長時間のご審議、ありがとうございました。

今後の予定につきましては、先ほど委員長からもおっしゃっていただいておりますが、知事への意見書の提出を9月2日をお願いしたいと考えております。

意見書の内容につきましては、後日、事務局から確認をさせていただきたいと思っておりますので、お忙しいところまことに恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして委員会を閉会いたします。本日はお疲れさまでした。ありがとうございました。

(閉 会)